

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成22年3月31日に倉吉市（以下「甲」という。）と三朝町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前						
別表（第4条関係）					別表（第4条関係）						
政策分野	取組の内容			役割分担		政策分野	取組の内容			役割分担	
				甲の役割	乙の役割					甲の役割	乙の役割
略	略					略	略				
結びつきやネットワークの強化	地域内外の住民との交流・移住促進	空き家の連携等による移住の促進	未婚・晩婚化の解消への取組の推進	圏域における未婚・晩婚化の解消に向けた取組を効果的に推進するため、関係するイベント、セミナー等の施策を連携して実施する。	(1) 乙の関与するイベント等の情報を発信し、参加者の確保について連携を図る。 (2) 乙及び関係団体と連携し、イベント等を共同で企画し、運営する。	略	地域内外の住民との交流・移住促進	空き家の連携等による移住の促進		(1) 甲の関与するイベント等の情報を発信し、参加者の確保について連携を図る。 (2) 甲及び関係団体と連携し、イベント等を共同で企画し、運営する。	
略	略					略	略				
略	略					略	略				

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年3月25日

甲 鳥取県倉吉市葵町722番地
倉吉市
倉吉市長 石田 耕太郎



乙 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999番2
三朝町
三朝町長 吉田 秀光



定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成22年3月31日に倉吉市（以下「甲」という。）と湯梨浜町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前				
別表（第4条関係）					別表（第4条関係）				
政策分野	取組の内容	役割分担			政策分野	取組の内容	役割分担		
		甲の役割	乙の役割	甲の役割			乙の役割		
略	略				略				
結びつきやネットワークの強化	地域内外の住民との交流・移住促進	空き家のバンクの連携等による移住の促進	略		結びつきやネットワークの強化	地域内外の住民との交流・移住促進	空き家のバンクの連携等による移住の促進	略	
	未婚・晩婚化の解消への取組の推進	圏域における未婚・晩婚化の解消に向けた取組を効果的に推進するため、関係するイベント、セミナー等の施策を連携して実施する。	(1) 乙の関与するイベント等の情報を発信し、参加者の確保について連携を図る。 (2) 乙及び関係団体と連携し、イベント等を共同で企画し、運営する。	(1) 甲の関与するイベント等の情報を発信し、参加者の確保について連携を図る。 (2) 甲及び関係団体と連携し、イベント等を共同で企画し、運営する。					
略	略				略				
略	略				略				

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年3月25日

甲 鳥取県倉吉市葵町722番地
倉吉市
倉吉市長 石田 耕太郎



乙 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1
湯梨浜町
湯梨浜町長 宮脇 正道



定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成22年3月31日に倉吉市（以下「甲」という。）と琴浦町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前						
別表（第4条関係）					別表（第4条関係）						
政策分野	取組の内容			役割分担		政策分野	取組の内容			役割分担	
				甲の役割	乙の役割					甲の役割	乙の役割
略	略				略		略				
結びつきやネットワークの強化	地域内外の住民との交流・移住促進	空き家の連携等による移住の促進	未婚・晩婚化の解消への取組の推進	圏域における未婚・晩婚化の解消に向けた取組を効果的に推進するため、関係するイベント、セミナー等の施策を連携して実施する。	(1) 乙の関与するイベント等の情報を発信し、参加者の確保について連携を図る。 (2) 乙及び関係団体と連携し、イベント等を共同で企画し、運営する。	略	地域内外の住民との交流・移住促進	空き家の連携等による移住の促進	略	(1) 甲の関与するイベント等の情報を発信し、参加者の確保について連携を図る。 (2) 甲及び関係団体と連携し、イベント等を共同で企画し、運営する。	
略	略				略		略				
略	略				略		略				

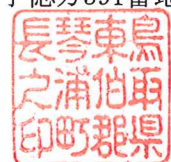
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年3月25日

甲 鳥取県倉吉市葵町722番地
倉吉市
倉吉市長 石田 耕太郎



乙 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591番地2
琴浦町
琴浦町長 山下一郎



定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成22年3月31日に倉吉市（以下「甲」という。）と北栄町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前						
別表（第4条関係）					別表（第4条関係）						
政策分野	取組の内容			役割分担		政策分野	取組の内容			役割分担	
				甲の役割	乙の役割					甲の役割	乙の役割
略	略				略						
結びつきやネットワークの強化	地域内外の住民との交流・移住促進	空き家のバンクの連携等による移住の促進	未婚・晩婚化の解消への取組の推進	圏域における未婚・晩婚化の解消に向けた取組を効果的に推進するため、関係するイベント、セミナー等の施策を連携して実施する。	(1) 乙の関与するイベント等の情報を発信し、参加者の確保について連携を図る。 (2) 乙及び関係団体と連携し、イベント等を共同で企画し、運営する。	略	結びつきやネットワークの強化	地域内外の住民との交流・移住促進	空き家のバンクの連携等による移住の促進	(1) 甲の関与するイベント等の情報を発信し、参加者の確保について連携を図る。 (2) 甲及び関係団体と連携し、イベント等を共同で企画し、運営する。	
略	略				略						
略	略				略						

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年3月25日

甲 鳥取県倉吉市葵町722番地
倉吉市
倉吉市長 石田 耕太郎



乙 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1
北栄町
北栄町長 松本 昭夫

